

# 誌上相談室 Q&A

【テーマ】

## キャッシュレス決済におけるポイント還元事業の概要

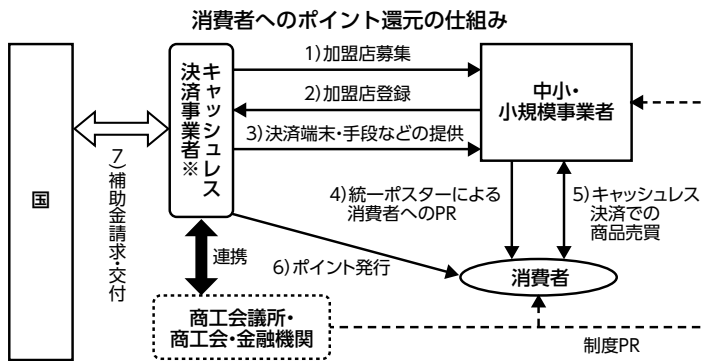


本年10月の消費税率引き上げによる需要平準化対策として、2020年6月まで「ポイント還元事業」が実施されます。これは、対象店舗でキャッシュレス決済を行うと、購入額の最大5%が消費者へポイント還元されるという制度です。

本制度の対象店舗として加盟することは、事業者にとってさまざまなメリットがあります。制度への理解を深め、自社の生産性向上や消費者の利便性向上を図り、このチャンスを売上・利益拡大へつなげましょう。

Q1 「ポイント還元事業」とは、具体的にどのようなものですか。

A 消費税率引き上げ後から2020年6月まで実施される国の補助制度です。対象となる店舗で、商品やサービスに対してキャッシュレス決済で支払いを行うことにより、購入額の最大5%が消費者にポイントで還元されます。対象は中小企業や個人事業主が運営する店舗で、フランチャイズチェーンなども含まれています。



※以下のサイトからキャッシュレス決済事業者の決済サービスプランを確認できます。  
URL:<https://cashless.go.jp/franchise/index.html>

Q2 「キャッシュレス決済」とはどのような決済手段ですか。

A クレジットカード類や電子マネー、QRコード決済など、購買に対し繰り返して利用できる電子的な決済手段です。具体的には、磁気カードや非接触型IC

ドのほか、スマートフォンに組み込まれたアプリなどが挙げられます。なお、本制度では、日本円でのチャージが可能、国内の金融機関の口座が利用可能な決済サービスといった条件があります。

また、次に挙げる項目など還元対象外の取引もありますので、導入の際は注意が必要です。

- ① 有価証券、切手、印紙、証紙など
- ② 自動車（新車・中古車）の販売
- ③ 新築住宅の販売
- ④ 宝くじなどの公営ギャンブル
- ⑤ 収納代行、代金引換サービス

Q3 この制度を活用することはどのようなメリットがありますか。

A 大きく次の4点にまとめられます。

- ① キャッシュレス端末の導入負担がない  
国とキャッシュレス決済事業者が導入費用を負担するため、自己負担ゼロで手軽に導入可能です。
- ② ポイント還元事業の実施期間中は、決済手数料率が3・25%以下  
実施期間中、決済事業者に支払う手数料率が3・25%以下に引き下げられるほか、同手数料の3分の1が国から補助されるため、手数料負担が軽減できます。
- ③ 高いポイント還元率により、集客力強化が見込める  
消費者が店舗を選択する際に魅力的な訴求が可能となり、集客力強化が見込めます。
- ④ 現金取り扱いの手間が省かれ、業務効率化が可能  
キャッシュレス決済を導入する

ことで、現金取り扱いの負担が省かれ、単位時間あたりのレジのお客さまの通過数増加やレジ締め作業の負担軽減など、業務効率化が図れます。

Q4 制度を活用するにあたって、どのような手続きが必要ですか。

A 本制度の対象店舗となるには、2020年4月下旬までにキャッシュレス決済事業者が募集する加盟店登録の手続きが必要です。キャッシュレス決済をしてもポイントが還元されなかったなど、消費者とのトラブルを避けるためにも、次のサイトから、キャッシュレス決済事業者の決済サービスプランを確認し、申し込みを行ってください。  
URL:<https://cashless.go.jp/franchise/index.html>

【回答】

当所窓口専門家

(株)フローストコンサルティング



代表取締役  
中小企業診断士  
イーコデーネーター  
登録セキュリティ  
スペシャリスト  
**高木 順氏**

仙台商工会議所では消費税率引き上げへの対応の一環として、「POSレジ展示をはじめとした「IT導入支援ブース」を5月に開設しました。今回ご紹介したような各種制度の活用方法など、お困りの際は、お気軽にご活用ください。  
問経営支援チーム(TEL265-8127)